

●香川県告示第92号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年2月24日から同年3月10日まで観音寺漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年2月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市観音寺町2343番地12 勝田 明

観音寺市琴浪町1丁目9番8号 馬場 安啓

観音寺市瀬戸町2丁目7番3号 三宅 芳男

2 加入区の名称

観音寺加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

観音寺漁業協同組合